

<個別案件確認表（組織委員会）>

組織委員会担当確認年月日 令和2年1月23日

東京都作業部会確認年月日 令和2年2月12日

事業名 車両改修費

案件名 大会関係者用バスに配備するタブレットの購入について

確認の視点		組織委員会の見解	備考
経費の負担が平成29年5月31日の合意の考え方に基づくものであること		・大卒の合意のとおり、パラ経費の対象（算出方法は大卒合意に基づく）	
事業の執行に当たり、大会運営を担う組織委員会が一括して執行した方が効率的、効果的であること		・大会関係者のバスに関しては、組織委員会が調達から計画立案、運営実施まで一貫して担うこととなっており、組織委員会で契約する事業であることに齟齬はない。	
経費の内容等が必要性（必要な内容、機能かなど）、効率性（適正な規模、単価かなど）、納得性（類似のものと比較して相応かなど）等の観点から妥当なものであること	必要性	・開催都市契約 大会運営要件で求められている輸送の実施 ・バスのドライバーに対し、必要な情報を提供し、また、バスの位置情報を把握することは必要	
	効率性	・スポンサーカテゴリにある Samsung 社から必要な機器を購入する。	
	納得性	・予算内に収まる。	
その他経費の内容等が公費負担の対象として適切なるものであること		・大卒の合意で公費負担とされた、パラリンピック経費であり、公費負担の対象として適切であるとする。 ・V4 予算内	

*公費負担の対象となるパラリンピック経費に該当するか否かについては、「パラリンピック経費の基本的な考え方について」に基づき、パラリンピック作業部会において確認するものとする。